

第6 個人情報保護法の遵守等

1 概要

(1) 法第5条の4、第51条及び指針

労働者供給事業者等による個人情報の適正な取扱いについては、法第5条の4及び第51条において、供給される労働者の個人情報の取扱いに関する規定及び業務に関して知り得た情報をみだりに他人に知らせない義務に関する規定が設けられ、さらに、指針第4の1及び2において、供給される労働者の個人情報の取扱いに関して、その適切かつ有効な実施を図るために必要な事項が定められている。

また、指針第4の3において、労働者供給事業者等による個人情報の保護の一層の促進等を図る見地から、法に基づく事業実施上の責務の一つとして、労働者供給事業者等は、個人情報保護法第2条第3項に規定する個人情報取扱事業者に該当する場合にあっては、同法第4章第1節に規定する義務を遵守しなければならないこととされるとともに、個人情報取扱事業者に該当しない場合にあっては、個人情報取扱事業者に準じて、個人情報の適正な取扱いの確保に努めることとされている。

(2) 違反の場合の効果

平成29年5月30日に全面施行された個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律（平成27年法律第65号。以下「個人情報保護法等改正法」という。）により、個人情報保護法に違反した労働者供給事業者等については、個人情報保護法に基づく個人情報保護委員会による指導・助言等の対象になることとなった。また、法に違反する場合には、法に基づく指導助言等の対象ともなり得るものである。

2 労働者供給事業者等に課せられる義務等について

労働者供給事業者等に課せられる義務に係る個人情報保護法及び個人情報保護法施行令の規定並びに労働者供給事業者等が講ずべき措置及びその主な留意点等については、以下のとおりであること。

(1) 個人情報取扱事業者に該当する労働者供給事業者等

イ 個人情報保護法等の遵守について

労働者供給事業者等は、指針第4の3により、個人情報取扱事業者に該当する場合には、個人情報保護法第4章第1節に規定する義務を遵守しなければならないこととされていること。具体的には、個人情報取扱事業者に該当する労働者供給事業者等は、個人情報保護委員会が定める「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」（<http://www.ppc.go.jp/personal/legal/>）等に留意しなければならない。また、法第5条の4及び指針第4の1及び2の遵守に当たって留意すべき点は第3の2の（6）のとおりであること。

なお、個人情報保護法等改正法により、取り扱う個人情報が5,000人以下の事業者に対しても個人情報保護法が適用されることとされている点に留意すること。

ロ 漏えい等の事案が発生した場合等の対応について

「個人データの漏えい等の事案が発生した場合等の対応について」（平成29年個人情報保護委員会告示第1号）等により対応すること。

(2) 個人情報取扱事業者に該当しない労働者供給事業者等

労働者供給事業者等は、指針第4の3により、個人情報取扱事業者に該当しない場合であっても、個人情報取扱事業者に準じて、個人情報の適正な取扱いの確保に努めることとされていること。

なお、法第5条の4及び指針第4の1及び2に定める供給される労働者の個人情報の取扱いに係る規定については、個人情報取扱事業者に該当しない労働者供給事業者等であっても、遵守する必要があるものであること。

年齢制限求人に係る情報提供

平成 年 月 日

() 公共職業安定所長 殿

(労働者供給事業者の氏名又は名称)

当社の取扱いに係る労働者供給の申込みについて、下記のとおり、雇用対策法（昭和 41 年法律第 132 号）第 10 条又は高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和 46 年法律第 68 号）第 20 条第 1 項違反と思われる事案がありましたので、情報提供いたします。

記

1 違反と思われる事業主の氏名又は名称及び連絡先

氏名又は名称：(記載例) ○○社○○事業所
連絡先（住所又は所在地、電話番号等）：

2 事案の概要（違反する法律の条項、求人の職種、年齢制限の内容及び理由、供給の申込みの日付等）

(記載例)

平成○○年○○月○○日に申込みのあった○○の職種の求人に係る供給の申込みの内容について、○○歳以下という条件が付されているが、これは雇用対策法施行規則第 1 条の 3 第 1 項各号に該当しないものと考えられる。

3 処理の状況（当社からの働きかけの内容、供給の状況等）

(記載例)

当社において年齢制限の是正を働きかけたものの、これに応じなかった為に供給の申込みの受理を行わなかった。

4 その他特記事項